

令和 7 年度
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会

事 業 計 画 書

目 次

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	重点的な取組	
	（１）地域福祉の推進【地域福祉課】・・・・・・・・	2
	（２）高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援【在宅サービス課】・・	4
	（３）権利擁護の推進【権利擁護推進課】・・・・・・・・	6
	（４）福祉人材の確保・育成及び組織基盤の強化【総務課】・・・・・	8
3	事業実施計画	
	（１）会務の運営・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	（２）災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	（３）総務課所管事業・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	（４）地域福祉課所管事業・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（５）権利擁護推進課所管事業・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	（６）在宅サービス課所管事業・・・・・・・・・・・・・・・・	19

令和7年度社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

急速な少子高齢化や人口減少に伴う世帯構造の変容により、共同体機能の脆弱化や各所での担い手不足が進行しており、地域社会では世帯の複合課題や制度の狭間の課題など様々な問題が顕在化しています。

また、気候変動による大型台風や大雨のほか、地震等の自然災害の頻発化によって、各地では甚大な被害が発生しています。

こういった状況に対し、本会では、第3次地域福祉活動計画を着実に進めながら、地域において身近な住民同士がつながり、支えあう関係を再構築することで、孤立せず、その人らしい生活を送ることができる地域社会づくりを行政や地区社会福祉協議会をはじめ、社会福祉施設や企業などの多様な主体の参画と連携強化を図りながら進めていきます。

また、地域福祉を推進する中核的な団体として、経営理念及び基本方針等を定め、事業展開や財務等に関する取組を明示した「中期経営計画」の策定にも取り組んでいきます。

令和7年度においては、「地域福祉の推進」「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援」「権利擁護の推進」「福祉人材の確保・育成及び組織基盤の強化」の4つの取組について重点を置き、活動を展開していきます。

さらに、コミュニティソーシャルワーカー配置事業を4区で実施することにより、地域共生社会の実現の推進に取り組んでいきます。

2 重点的な取組

(1) 地域福祉の推進【地域福祉課】

地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動の更なる推進を図るため、地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域住民や福祉活動団体、福祉施設、企業、学校等の様々な分野の主体の参画を促進するための機会を拡充し、地域における問題の発見と解決の仕組みづくりを進める。

また、社会的孤立や制度の挟間などのあらゆる地域生活課題に対応するため、コミュニティソーシャルワーカー配置事業を進展させ、関係機関とのネットワークを活かしたコミュニティソーシャルワーク実践を通じ、人と人とがつながり、支えあう地域づくりを推進する。

【内容】

ア ボランティア体験学習事業

参加者が地域の社会的課題に目を向け、ボランティア活動や福祉活動をより身近なものとして感じられる契機となるよう、多様なボランティア体験プログラムを企画・実施する。

また、本事業をボランティアグループや地区社会福祉協議会、社会福祉施設等と協働して実施することにより、地域ぐるみでボランティアを育成する機運を高めるとともに、地域社会や福祉活動への参加を促進し、福祉意識の向上を図る。



さいたま夏のボランティア体験学習事業
(デイサービス利用者と絵手紙作成で交流)

イ 福祉教育・ボランティア学習推進事業

住民の主体性を育む福祉教育を実践するために、学校や地域団体、企業等からの福祉教育に関する相談に応じるとともに、地区社会福祉協議会や社会福祉施設等とプログラムを協働して実施し、地域に根差した福祉教育・ボランティア学習を推進する。

ウ 地区社会福祉協議会活動への支援

地区社会福祉協議会がそれぞれの地域のニーズに基づいた計画を策定し、問題の把握と共有、解決に向けた取組が推進されるよう、地区社会福祉協議会の主体的な活動を支援する。

(ア) 地域福祉行動計画の策定

地域における住民の自主的な福祉活動を支援するために、市内の地区社会福祉協議会に対し、地域の福祉ニーズや地域の特性に応じた地域福祉行動計画が策定されるよう支援する。〔計画策定地区数：6地区〕

(イ) 地域福祉活動補助金の交付

地区社会福祉協議会の活動を支援するため、補助項目を設定のうえ、地域福祉活動補助金を継続的に交付し、地域福祉活動の活性化を図る。

【補助項目】

- ・ 地域住民への情報提供
- ・ 地域住民を対象とした福祉講座
- ・ 地域の社会福祉法人や福祉施設と協働した取組
- ・ 地域福祉推進委員会の設置・運営
- ・ 障害者や子育て中の親子などを対象としたサロン活動
- ・ 高齢者を対象としたサロン活動
- ・ 見守り活動①ゆるやかに見守る活動
②ゆるやかに見守る活動＋訪問による見守り活動
- ・ 支えあい活動
- ・ その他

(ウ) 会議・研修の開催

地区社会福祉協議会活動の一層の活性化を目的とし、会議・研修を開催する。

- ・ 地区社会福祉協議会連絡会

地区社会福祉協議会相互の情報共有、地区社会福祉協議会が抱える問題の把握とその解決に向けた検討等を行うための連絡会を開催する。

- ・ 地域福祉講座等の研修の開催

地区社会福祉協議会に関わる方等を対象に、地域福祉活動に必要な知識の習得及び実践事例を共有する研修を開催する。

エ コミュニティソーシャルワークの推進

令和５年度・令和６年度にモデル事業として実施してきたコミュニティソーシャルワーカー（以下「ＣＳＷ」という。）を令和７年度から岩槻区に加え、大宮区・浦和区・桜区に拡大して配置し、実施する。

ＣＳＷは、高齢、障害、子ども等の属性を問わず、本人や家族だけでは解決が難しい問題を抱えながら、自ら支援を求めることができず社会的孤立状態にある方や既存の福祉サービスだけでは解決が難しい、いわゆる制度の狭間にある問題を抱えた方等に対し、直接対象者のもとに出向くアウトリーチ支援や、長期的な視点で対象者との関係性を構築しながら、少しずつ課題を解きほぐし、寄り添い支援する伴走型支援を行う。さらに、支援を進めていく中で見えてきた地域共通の課題については、地域の関係機関や地域住民などと共有し、地域の方々が自ら課題解決に向けて取り組んでいくことができるよう、解決への仕組みづくりを支援し、地域力の向上を推進する。

（２） 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援【在宅サービス課】

生涯を通して自分らしく活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を整えるため、高齢者の相談窓口や介護予防の推進、ケアプラン作成等の居宅介護支援を提供する体制を整備する。こうして高齢者の地域包括ケアシステムを推進することで、高齢者の尊厳を保持するとともに自立支援生活を支援し、誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

【内容】

ア 地域包括支援センターの運営 （地域包括支援センター社協みなみ・社協岩槻）

地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定に資する必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。また、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることができる支え合いの地域づくりを推進する。

（ア）「自立支援」を基本としたケアマネジメントの推進

単に心身機能の向上を目指すのではなく、高齢者等本人の「したい」「できるようになりたい」ことの実現に向けて必要な支援を行い、なじみの関係の再構築や地域活動の参加等により、「役割や生きがいを持って生活できる」ことを目指すケアマネジメントを推進する。



（イ）地域ケア会議の開催

困難事例及び介護予防のための地域支援個別会議を開催し、関係機関や専門職からの助言を受けて、個別課題の解決に向け協議する。積み重ねた個別課題から共通の地域課題を地域支援会議で共有し、協議を行う。また、会議を通して関係機関と連携することで、8050問題等の多岐にわたり課題を抱えるケースに対し円滑に支援する。

（ウ）共生の地域づくりの推進

地域資源の把握や開発、継続支援、地域で活躍する人材の発見や育成等を行い、地区社会福祉協議会等の関係機関と連携して、支えあいの地域づくりを支援する。また、地域住民の認知症への理解を深めるための「認知症サポーター養成講座」等を行い、認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けることができるように、認知症があってもなくてもともに生きる、共生のまちづくりを推進する。社協みなみにおいては、令和7年度中にチームオレンジの立ち上げを目指す。



認知症養成講座



チームオレンジ

(エ) 高齢者等の権利擁護の推進

高齢者等が地域において安心して尊厳ある生活が維持できるように、成年後見制度や消費者被害等についての相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行う。また、行政と連携しながら高齢者等の虐待の防止や早期発見、早期対応に努める。

(オ) 介護予防の推進

高齢者等が自宅に閉じこもることで心身ともに虚弱にならないよう地域活動を支援し、運動・栄養・社会参加が重要であることを地域住民に啓発し、更なる介護予防を推進する。



百歳体操



美味しく食べて介護予防講座

イ 居宅介護支援事業の推進（社協ケアプランおおみや・社協ケアプラン岩槻）

要支援、要介護者が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、フォーマルサービス、インフォーマルサービスを含めた支援計画の作成と、必要なサービスを提供する地域住民や団体、関係機関等との連携強化に取り組む。

事業所内での定例会及び研修や事例検討を行い、技術と支援力の向上を図る。また、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と合同での研修等を企画・開催し、同種事業者等との横の連携を深める。

個別支援から見てきた地域課題の解決に向けて、地域包括支援センターと地域課題を共有するとともに、地域支援個別会議等に参加し行政等とも連携を図る。



事例検討会

（３） 権利擁護の推進【権利擁護推進課】

地域における権利擁護支援の連携・対応強化の推進役である中核機関として、権利擁護支援の必要性に関して多角的に捉えることができるよう、様々な立場の関係者に地域連携ネットワークへの参画を得ながら、権利擁護支援に関する新たなつながりを構築する。

さらに、成年後見制度が適切に利用されるよう「周知・啓発」「相談対応」「市民後見人の養成」「親族後見人等の支援」に関する各種事業を実施するほか、高齢や障害分野などの専門職団体や関係機関と連携し、権利擁護の視点での地域づくりを推進する。

また、市民に対して「日常生活自立支援事業」等のサービスを提供することにより、加齢や障害によって判断能力が十分でなくなった場合でも、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう切れ目のない権利擁護支援を行う。

【内容】

ア 成年後見制度利用促進基本計画における中核機関機能

（ア）制度に関する周知・啓発

一般市民を対象に成年後見制度の利用及び終活に関する意識啓発のためのセミナーを開催するほか、身近な地域で権利擁護支援が必要な方に気づき、適切な支援につなげることができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援について学ぶ機会や相談する機会などを設ける。

また、市内福祉事業従事者、行政職員等に対しては、成年後見制度を含む高齢者及び障害者の権利擁護に係る知識及び技能を向上させるための研修を開催する。



成年後見制度周知啓発セミナー
(市民向け講座)

（イ）制度に関する相談対応

相談専用電話を設置し、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者、その他の判断能力が十分でない方、又はその親族及び生活を支援する方からの成年後見制度の利用に関する相談に応じる。

（ウ）市民後見人の養成

社会貢献への意欲が高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた成年後見人等の候補者を養成する研修を開催する。また、市民後見人候補者として登録する事務を行う。

（エ）親族後見人等の支援

親族の成年後見人等として活動又は活動を予定している市民を対象に、弁護士等の専門職への相談や活動上の悩みを共有する会合を開催する。

イ 法人後見事業の実施

親族や資産等の状況から、他に適切な成年後見人等が得にくい方、日常生活自立支援事業や高齢者くらしあんしん事業の利用者で判断能力が低下した方に対し、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の権利擁護に努める。

法人で受任した事案のうち、困難性が低い事案については、計画的に市民後見人へ移行する。また、市民後見人候補者が成年後見人等として選任された場合は、後見監督人等として市民後見人の活動が適正なものとなるよう監督、支援する。

ウ 日常生活自立支援事業の実施

(ア) 判断能力が不十分な方への支援

認知症等の高齢者や知的障害・精神障害等のある方が安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助を行い支援する。また、必要な方には書類等の預かりも行う。

(イ) 成年後見制度への移行支援

利用者に対して定期的なモニタリングを行い、判断能力の低下や法的課題が生じている等、成年後見制度の活用が必要となった場合は、適切かつ円滑な移行ができるよう、本人、親族、行政等への情報提供や働きかけ等の支援を行う。

エ 高齢者くらしあんしん事業の実施

契約能力がある65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方と契約を結び、定期的な電話や訪問により生活状況の確認や日常生活上の相談に応じるとともに、必要に応じて日常生活支援や書類等預かりサービス、入院や施設入所時の保証機能サービスを提供することで、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう支援する。

オ 心配ごと相談所事業の実施

相談所を運営し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言を行うほか、必要に応じて関係機関につなぐことにより福祉の増進を図る。

また、相談員の資質向上を目的とした研修の機会を継続して設ける。

(4) 福祉人材の確保・育成及び組織基盤の強化【総務課】

地域を支える福祉従事者及び活動者、市民を対象に、福祉に関する学習や研修の機会を計画的・継続的に提供し、福祉人材の確保・育成や資質の向上を図る。

また、市内各関係機関・団体等と連携し、災害時における本会の体制強化を図るとともに、自主財源の確保に向けた社協活動のより一層の広報・啓発に努め、更なる組織の基盤強化を図る。

【内容】

ア 福祉人材の育成

(ア) 福祉施設等従事者研修の開催

福祉課題が複雑・多様化する中、福祉従事者にはより高い専門性が求められており、福祉従事者として必要とされる知識、技術の習得などを図ることを目的に、研修を開催する。また、研修への参加によって、従事者同士の「顔の見える」関係づくりを促進するとともに、相互に相談しやすい環境を構築することにより職の定着を図り人材確保を推進する。



福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（中堅職員コース）の様子

【研修内容】

対象	No.	研修名
初任者 ※新卒及び他業界から福祉現場への入職後3年以内の職員	1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【初任者コース】
中堅職員 ※入職後概ね3～5年程度の職員 ※初めて人材育成に携わる職員	2	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【中堅職員コース】
チームリーダー ※近い将来、チームリーダー等の役割を担うことが想定される中堅職員または主任・係長等に就いている職員	3	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【チームリーダーコース】
	4	スーパービジョン研修
管理者 ※近い将来、管理者の役割を担うことが想定される指導的立場の職員または現に小規模管理者・部門管理者等に就いている職員	5	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【管理者コース】
組織運営に携わる職員等	6	労務担当者研修
	7	人材育成研修
テーマ別 ※階層問わず	8	対人援助研修Ⅰ
	9	対人援助研修Ⅱ
	10	福祉職場の救命救急法
	11	苦情対応研修
	12	権利擁護研修
	13	記録の書き方研修
	14	多職種連携研修
	15	年度別テーマ研修

(イ) 地域福祉推進研修の開催

地域福祉の推進を目的とする専門職、活動者のスキルアップを図るため、地域福祉推進研修を開催する。



地域福祉推進研修の様子

【研修内容】

対象	No.	研修名
民生委員・児童委員 主任児童委員	1	民生委員・児童委員、主任児童委員研修Ⅰ
	2	民生委員・児童委員、主任児童委員研修Ⅱ
	3	主任児童委員研修
	4	新任民生委員・児童委員研修
	5	新任主任児童委員研修
	6	会長・副会長研修
市内福祉施設職員 ボランティアグループ市民活動団体 地区社会福祉協議会 関係者等	7	コミュニケーション上手になる研修
	8	広報紙・チラシ研修
	9	SNS を活用した広報研修

(ウ) 市民研修の開催

「福祉」に対する理解を深め、地域福祉の主体的な取組への意識向上を図るため、市民研修を開催する。



市民研修の様子

【研修内容】

- ①幅広く市民の福祉に関する知識を高める研修
- ②福祉課題について考え、住民参加を促進し地域の福祉力を高める研修

イ 組織基盤の強化

(ア) 人材確保

地域共生社会の実現に向けた事業の一つとしてC S Wの配置を行うにあたり、必要となる人材を確実に確保するため、職員採用試験の早期実施や応募受付方法等を見直し実現を図る。

(イ) 収益事業等の強化

地域福祉活動の財源確保に向けて、本会に寄せられる寄附が、本会の活動財源として、地域福祉の推進に大きな役割を果たしていることを、引き続き広報・啓発していくとともに、遺贈寄附の受入れや不要入れ歯の回収等について、福祉関係機関、団体及び企業等に広く周知する。

特に、自動販売機設置事業においては、賛助会員の加入や共同募金への協力等と併せて団体及び企業等に依頼し、設置台数の増加を図る。

(ウ) 災害ボランティアセンター運営に係る体制整備

災害発生時の関係機関・団体等の連携強化のため、平時から災害に対する支援や協力の体制を整備する。特に、企業等を中心に災害時に本会が運営を行う災害ボランティアセンターへの人的、物的支援の協力を働きかけ、災害時連携協定の締結を進める。

3 事業実施計画

(1) 会務の運営

事業名	概要
1. 役員会等の開催	会務の適切な運営に向けて、事業の決定・執行を図るために、次の理事会等を開催する。 (1) 理事会 (2) 評議員会 (3) 監査会 (4) 三役会 (5) ボランティアセンター運営委員会 (6) 地域福祉推進委員会
2. 各種会議の開催	事業の効率的な執行を図るために、次の連絡会等を開催する。 (1) 市地区社会福祉協議会連絡会 (2) 区地区社会福祉協議会連絡会 (3) その他必要な会議
3. 政令市社会福祉協議会としての対応	全国社会福祉協議会関連会議への出席等、指定都市社会福祉協議会としての業務に対応する。 (1) 指定都市社協・民児連連絡協議会 (2) 都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議 (3) 都道府県・指定都市社協部・課・所長会議 (4) 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協会長会議 (5) 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協常務理事・事務局長会議 (6) 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協総務部課長会議 (7) 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協組織・ボランティア業務担当部・課長会議及び担当者研究協議会 (8) 関東ブロック・郡市区町村社協職員合同研究協議会
4. 役職員の研修	人材育成基本方針に基づき、地域福祉推進の中核的役割を果たしていくために欠かせない活動や事業、組織運営を担う人材を計画的かつ継続的に育成していく。

(2) 災害対応

1. 防災・災害時への対応	災害ボランティアセンターの運営について、県内外の社協、市民団体等と訓練を通じ平時からの関係構築を図り災害時の対応に備える。また、さいたま市と締結している災害ボランティアセンターに関わる協定書及び設置・運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンター運営訓練の実施を継続し、円滑な運営体制の構築を図っていく。
---------------	--

(3) 総務課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
1. 社会福祉大会事業	社会福祉大会を開催し、福祉の高揚と推進を図り、併せて福祉活動に対する協力者及び浄財寄贈者に対し感謝の意を表する。	1,563 (1,607)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 社会福祉大会事業	
2. 歳末たすけあい事業	支援を必要とする方々が地域で安心して暮らすことができるよう、地区社会福祉協議会の協力を得て、各種福祉活動を実施する。	39,077 (38,928)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 歳末たすけあい事業	
3. 広報紙発行事業	広報紙を年5回発行し、福祉の啓発と福祉活動への関心を高め、住民や地域で活動する団体の主体的な参加を推進する。	17,645 (17,796)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 広報紙発行事業	
4. 地域福祉情報・研修センター運営事業	○ホームページの管理運営 本会のPRと福祉に関する情報の発信を通して、住民や諸団体の地域福祉への主体的な参加を促進するため、本会ホームページの管理運営を行う。 ○各種研修の開催 福祉従事者、ボランティア活動者、民生委員・児童委員及び市民を対象に社会福祉の理念などを踏まえた研修を開催し、福祉人材の確保・育成や資質の向上、地域福祉の推進を図る。 福祉従事者を対象とした「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」における階層別4コースを開催する。 また、従事者や地域で活動するボランティア等を対象に福祉施設と地域との連携をテーマとした研修を開催する。	1,510 (3,704) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 地域福祉情報・研修センター運営事業 2,507 (814) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 研修受託事業 【サービス区分】 社会福祉研修 (民生委員・児童委員研修)事業 7,899 (9,458) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 研修受託事業 【サービス区分】 福祉施設等従事者研修事業	

(3) 総務課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
5. 地域貢献型自動販売機設置事業	公共施設等に自動販売機を設置し、その収益を社会福祉事業の財源に充てる。 ・自動販売機設置台数 令和7年4月1日 93台（見込）	21,963 (21,962) 【事業区分】 収益事業 【拠点区分】 自動販売機設置事業 【サービス区分】 自動販売機設置事業	
6. 賛助会費	会員募集運動を強化して自主財源の確保を図り、社会福祉の向上に努める。	収入見込額 63,000 (63,000)	

(4) 地域福祉課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
1. 地域福祉活動推進事業	市内52地区社会福祉協議会に対し、運営や活動等の支援を行う。 ・地区内の活動について、研修や情報交換等を行うとともに補助金を交付して活動を支援する。 ・地区社会福祉協議会相互の情報共有等を目的とした地区社協連絡会を開催する。 ・地区社会福祉協議会ごとに地域福祉行動計画を策定し、その円滑な実施に向けて支援する。	131,690 (128,167)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 地域福祉活性化事業 【サービス区分】 地域福祉活動推進事業	
2. コミュニティソーシャルワーカー配置事業	CSWは、高齢、障害、子ども等の属性を問わず、本人や家族だけでは解決が難しい問題を抱えながら、自ら支援を求めることができず社会的孤立状態にある方や既存の福祉サービスだけでは解決が難しい、いわゆる制度の狭間にある問題を抱えた方等に対し、直接対象者のもとに出向くアウトリーチ支援や、長期的な視点で対象者との関係性を構築しながら、少しずつ課題を解きほぐし、寄り添い支援する伴走型支援を行う。さらに、支援を進めていく中で見えてきた地域共通の課題については、地域の関係機関や地域住民などと共有し、地域の方々が自ら課題解決に向けて取り組んでいくことができるよう、解決への仕組みづくりを支援し、地域力の向上を推進する。	50,648 -	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 地域福祉活性化事業 【サービス区分】 コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
3. 住民参加型在宅福祉サービス事業	○あおぞらサービス 在宅で生活する単身高齢者又は障害者（児）等のうち、家事等の支援を必要とする方に対し、近隣住民（登録者：協会員）による援助を行い、その福祉の向上を図る。 ○住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会 地域で活動を進める住民参加型在宅福祉サービス団体間の活動が、より円滑、効果的なものとなるよう、情報交換、連絡調整等のための定期的な連絡会を開催する。	11,388 (11,510)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 地域福祉活性化事業 【サービス区分】 住民参加型在宅福祉サービス事業	
4. 宅配食事サービス事業	一人暮らし高齢者等に対し、定期的に食事の宅配をすることにより健康保持を図り、孤独感の解消や安否確認を行う。また、事業を通じて地域住民相互の福祉活動の活性化を図る。	99,966 (97,588)	
		【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 宅配食事サービス事業	
5. ふれあい会食推進事業	一人暮らし高齢者を対象に、地区社会福祉協議会及びボランティアの参加と協力によって会食を実施することにより、高齢者の孤独感の解消と健康維持を図る。	23,669 (22,447)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 ふれあい会食推進事業	

(4) 地域福祉課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
6. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者とその他の方との意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、社会参加の促進につながる円滑なコミュニケーションを図る。	89,060 (85,966)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
7. 聴覚障害者相談員設置事業	聴覚障害者の日常生活上の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、その他関係機関との連携により問題解決のための援助を行う。	6,233 (6,237)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 聴覚障害者相談員事業
8. 視覚障害者情報提供事業	視覚障害者の社会参加を促進するため、日常生活上必要な情報を点訳及び音訳により提供する。	3,480 (3,064)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 視覚障害者情報提供事業
9. ボランティアセンター運営	ボランティア活動に関する相談・調整・啓発・情報提供を行い、更なる活動の推進を図る。 ・ボランティア講座を開催し、新たなボランティア人材を発掘、育成する。 ・ボランティアグループ及びボランティア連絡会の活動にかかる助成金の交付、情報提供、情報発信等の支援を行い、ボランティア活動の活性化を図る。 ・普及啓発イベントや講演会の開催、各区の区民祭りなどへの参加を通じ、多くの市民に対して、ボランティア・市民活動、福祉意識の高揚及び地域福祉推進について啓発を図る。	6,437 (6,247)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 ボランティアセンター事業 【サービス区分】 ボランティアセンター運営事業
10. ボランティア体験学習事業	市内のボランティア・市民活動団体や福祉施設等と協働し、ボランティア活動の体験機会を企画し、新たなボランティア・市民活動を行う人材の発掘及び育成を図る。		
11. 福祉教育・ボランティア学習推進事業	学校や地域団体・企業等からの福祉教育に関する企画相談や助言、また、福祉教育やボランティア学習に関する講師の紹介を通じて、地域を基盤とした福祉教育・学習活動の推進を図る。		

(4) 地域福祉課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
12. 地域福祉活動計画進行管理	地域福祉活動計画の着実な実行を図るため「地域福祉推進委員会」を開催するとともに、必要な調査等の実施により計画の適切な進行管理を行う。	210 (829)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 調査・普及・宣伝事業 【サービス区分】 調査研究事業	
13. 交通遺児育成事業	交通事故により保護者を失った交通遺児を激励することを目的に助成金を交付する。	327 (456)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 基金運営事業 【サービス区分】 交通遺児育成基金事業	

(5) 権利擁護推進課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
1. 高齢・障害者権利擁護センター事業	「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」業務を市から受託し、地域における権利擁護支援の連携・対応強化の推進役である中核機関として、地域連携ネットワーク協議会の事務局を担う。権利擁護支援の必要性に関して多角的に捉えることができるよう、様々な立場の関係者に地域連携ネットワークへの参画を得ながら、権利擁護支援に関する新たなつながりを構築する。さらに、成年後見制度が適切に利用されるよう、「周知・啓発」「相談対応」「市民後見人の養成」「親族後見人等の支援」について各種事業を実施する。 ・一般市民を対象に成年後見制度の利用及び終活に関する意識啓発のためのセミナーを開催する。また、市内福祉事業従事者、行政職員等に対しては、成年後見制度を含む高齢者及び障害者の権利擁護に係る知識及び技能を向上させるための研修を開催する。 ・相談専用電話を設置し、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者、その他の判断能力が十分でない方、又はその親族及び生活を支援する方からの成年後見制度の利用に関する相談に応じる。 ・社会貢献への意欲が高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた成年後見人等の候補者を養成する研修を開催する。また、市民後見人候補者として登録する事務を行う。 ・親族の成年後見人等として活動又は活動を予定している市民を対象に、弁護士等の専門職への相談や活動上の悩みを共有する会合を開催する。 ・高齢者や障害者の差別及び虐待事案について、相談・通報を受けた関係機関等から相談を受け、問題の整理や援助の方向性等、虐待等対応機関の専門性を強化するため、センターに嘱託医師及び嘱託弁護士を設置し、医学的・法律的視点からの助言を行う。	30,432 (30,432)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業 【サービス区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業
2. 法人後見事業	親族や資産等の状況から、他に適切な成年後見人等が得にくい方、日常生活自立支援事業や高齢者くらしあんしん事業の利用者で判断能力が低下した方に対し、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の権利擁護に努める。 法人で受任した事案のうち、困難性が低い事案については、計画的に市民後見人へ移行する。また、市民後見人候補者が成年後見人等として選任された場合は、後見監督人等として市民後見人の活動が適正なものとなるよう監督、支援する。	5,520 (5,280)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業 【サービス区分】 法人後見事業
3. 日常生活自立支援事業	認知症等の高齢者や知的障害・精神障害等のある方が安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助を行い支援する。また、必要な方には書類等の預かりも行う。	53,012 (44,120)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業 【サービス区分】 日常生活自立支援事業

(5) 権利擁護推進課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
4. 高齢者くらしあんしん事業	契約能力がある高齢者と契約し、入院や施設入所時の保証機能等を担うことで住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう支援する。	13,743 (8,543)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業 【サービス区分】 高齢者くらしあんしん事業	
5. 心配ごと相談所事業	日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行う。 ・相談会場 週1回：大宮区役所 月2回：中央区事務所 浦和区保健センター 南区役所 岩槻区事務所	1,148 (1,092)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 心配ごと相談所事業 【サービス区分】 心配ごと相談所事業	
6. 緊急生活資金貸付事業	不測の出費などにより一時的に生計の維持が困難になった世帯に対し、資金の貸付けを行う。 ・一般貸付：限度額 3万円 ・特別貸付：限度額 10万円	25,439 (24,867)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 貸付事業 【サービス区分】 緊急生活資金貸付事業	
7. 生活福祉資金貸付事業	埼玉県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金等の相談・受付を行う。 ○生活福祉資金 ・失業者等の日常生活全般に困難を抱えている世帯に対する、生活の立て直しに必要な費用の貸付け。 ・低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対する技能習得、住宅改修、福祉用具購入等に必要な経費の貸付け。 ・低所得世帯に属する方が、高等学校、大学等への入学に係る経費及び就学に必要な経費の貸付け。 ・低所得又は要保護の高齢者世帯に対する、一定の居住用不動産を担保とした生活資金の貸付け。 ○埼玉県障害者福祉資金 ・生活ホーム等施設の開設に必要な建築物の購入及び増改築等に要する経費の貸付け。	111,283 (97,949)	
		【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 貸付事業 【サービス区分】 生活福祉資金貸付事業	

(5) 権利擁護推進課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
8. 保育士修学資金貸付等事業	○保育士修学資金貸付事業 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指し、資格取得後に市内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方に対し、修学を容易にし、質の高い保育士の養成及び確保を図るため、修学資金等の貸付けを行う。 ○保育士就職準備金貸付事業 潜在保育士（保育士資格を有する方であって、保育士として勤務していない方）が、保育士として保育所等に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行う。 ○未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 保育所等に新たに勤務する未就学児を持つ保育士及び産後休暇・育児休業から復帰する未就学児を持つ保育士に対し、当該保育士が支払うべき保育料の一部について貸付けを行う。	179,062 (193,165)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 貸付事業（公益） 【サービス区分】 保育士修学資金貸付等事業
9. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格の取得と自立の促進を図るため、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 また、ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育確保等に繋げ、自立の促進を図るため、住居の借り上げに必要となる資金の貸付けを行う。	33,504 (35,302)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 貸付事業（公益） 【サービス区分】 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
10. 障害者生活支援センターの運営（南区）	障害者及びその家族、支援機関を対象に相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行う。	43,526 (44,252)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 障害福祉サービス等事業 【サービス区分】 障害者生活支援センター事業

(6) 在宅サービス課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
1. 居宅介護支援事業	○居宅介護支援事業 要介護者が、必要な保健医療サービス及び介護サービスの適切な利用ができるように計画を作成し、当該サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う。 ○介護予防支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図れるように要支援者の自立の促進と重度化予防の取組を推進する。このため、個々の能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス等の適切な利用ができるよう計画を作成して提案する。また、当該サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整や住民主体の多様なサービスの開発を進める。 ○認定調査業務 介護保険被保険者の要介護(支援)度を審査・判定するために必要となる被保険者の心身の状況などに関する調査(訪問調査)を行う。	27,273 (25,908) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 居宅介護支援事業(おおみや) 23,719 (23,233) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 居宅介護支援事業(岩槻)	
2. 地域包括支援センター事業	高齢者の介護・福祉・医療などに関する様々な相談を受け付け、地域のネットワークを構築・活用しながら、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つの事業を柱とし、地域包括ケアシステムの推進を図る。 また、包括的及び継続的な支援を行う中で、地域ケア会議の開催や介護予防に資する業務、認知症高齢者等総合支援等について、各機関と連携・地域のネットワークの構築を図る。	63,287 (62,059) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 地域包括支援センター事業(みなみ) 47,035 (47,871) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 地域包括支援センター事業(岩槻)	
3. ひとり暮らし高齢者安否確認等事業	65歳以上の単身高齢者で、安否確認を希望する方に対して、定期的に電話をし、安否確認及び必要な各種相談に応じる。	4,809 (4,809) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 ひとり暮らし高齢者安否確認等事業	